

令和6年度宮崎県家畜商講習会開催要領

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和6年度宮崎県家畜商講習会を下記のとおり開催する。

記

- 1 講習の目的
家畜の取引業務に必要な知識の習得を図る。
- 2 講習の対象者
家畜の取引業務に従事するため家畜商免許を必要とする者で、宮崎県暴力団排除条例第2条第4号に該当しない者。
- 3 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和6年11月5日（火）及び11月6日（水）
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 開催場所 宮崎県庁9号館 933号室（宮崎県宮崎市宮田町3-46）
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講手続
 - (1) 申請 受講希望者は以下のアからオの資料を所管農林振興局（西臼杵管内にあっては西臼杵支庁）に提出することにより申請手続を行う。
 - ア 必要事項を記入した家畜商講習会受講申込書
 - イ 受講手数料 3,300円（宮崎県収入証紙）
 - ウ 写真（申込前6ヶ月以内に撮影した上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの）
 - エ 講習の特例措置を受ける者は家畜人工授精師等の免許証の写し
 - オ 宮崎県暴力団排除条例に係る誓約書
 - (2) 申請期限 令和6年10月11日（金）
 - (3) その他
 - ・申請時に徴収した受講手数料は返還しない。
 - ・県外に在住するものは10月11日（金）まで（必着）に宮崎県農政水産部畜産局畜産振興課（〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号）に直接提出すること。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

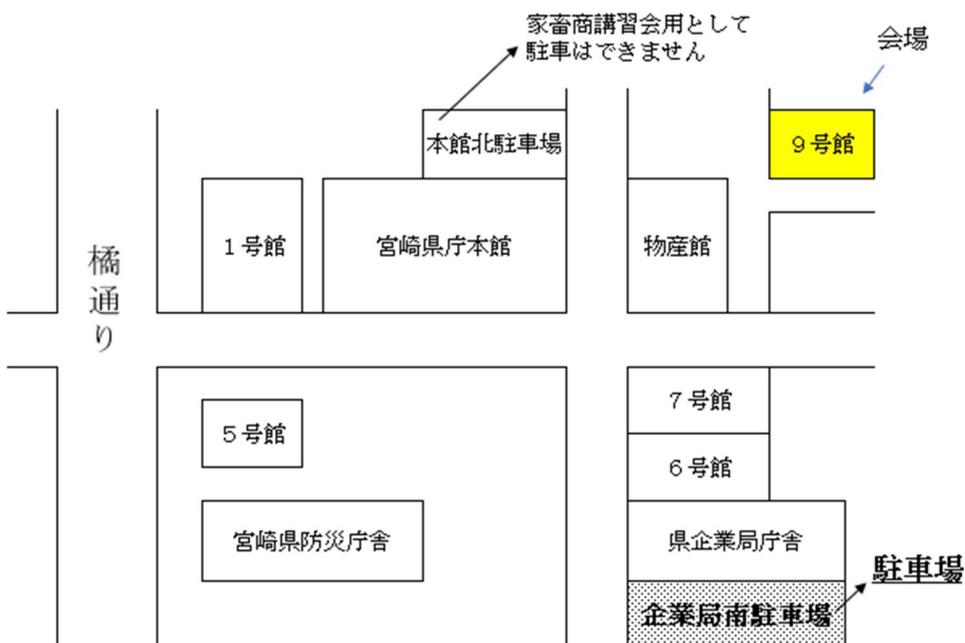
7 講習会修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、講習会終了後、講習会修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 初日の講習会受付は、午前8時30分から午後8時50分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。
- (2) 筆記用具を持参すること。
- (3) 講習会テキスト（3,700円）は、当日受付で斡旋するため、お釣りが出ないように準備すること。
- (4) 駐車場については数に限りがあるため、自家用車での来場は極力控えること。

(講習会場案内図)



※原則として公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。
自家用車での来場は極力ご遠慮ください。